



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 28 日 (金)
号外第 1 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 郵政民営化法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則
(30) (給与課) 2
- ◇ 企業局管 鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程 (9) (経営企画課) 14
理規程
- ◇ 議会告示 鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正 (7) (総務課) 16

人 事 委 員 会 規 則

郵政民営化法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第30号

郵政民営化法等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、<u>人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員</u>(第3号に掲げる者) <u>にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。</u>)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校 (<u>経験年数換算表の1の表</u>において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校 (<u>経験年数換算表の1の表</u>において「<u>私立学校法による学校</u>」という。)の教員</p> <p>(4) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び<u>郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社</u>を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第</p>	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、<u>次の各号に掲げる者から引き続いて職員</u>(第3号に掲げる者) <u>にあっては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。</u>)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校 (<u>別表第2の1の表</u>において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校 (<u>別表第2の1の表</u>において「<u>私立学校</u>」という。)の教員</p> <p>(4) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び<u>日本郵政公社</u>を除く。)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37</p>

<p>55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(5) 略</p>	<p>年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者</p> <p>(5) 略</p>
---	--

（通勤手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人）</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、前号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>（給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人）</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）、前号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）</p> <p>(3)～(5) 略</p>

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第16条の4、第16条の7及び第18条の規定に基づき、<u>期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第1条の2</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職員 条例の適用を受ける職員のうち条例第17条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 常勤の特別職の職員 <u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第1項に規定する者及び病院事業の管理者をいう。</u></p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)</u>その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p><u>第1条の3</u> 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ</p>	<p>(定義)</p> <p><u>第1条</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職員 <u>職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)</u>の適用を受ける職員のうち条例第17条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 常勤の特別職の職員 <u>特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)第3条第1項に規定する知事等及び同条例第3条の2に規定する病院事業の管理者をいう。</u></p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、<u>国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等及び同法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等(日本郵政公社及び同法第7条の2第1項に規定する公庫等を除く。)</u>に勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p><u>第1条の2</u> 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ</p>

それぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(7) 略

(8) 海外随伴休暇職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員をいう。）

(9) 略

（期末手当に係る在職期間）

第3条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。

(1) 第1条の3第3号、第4号及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2)及び(3) 略

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 第1条の3第1号から第4号まで又は第8号のいずれかに該当する者

(2)～(6) 略

（勤勉手当に係る勤務期間）

第8条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。

(1) 第1条の3第3号、第4号又は第8号に掲げる職員として在職した期間

(2)～(8) 略

それぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(7) 略

(8) 海外随伴休暇職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員をいう。）

(9) 略

（期末手当に係る在職期間）

第3条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。

(1) 第1条の2第3号、第4号及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2)及び(3) 略

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 第1条の2第1号から第4号まで又は第8号のいずれかに該当する者

(2)～(6) 略

（勤勉手当に係る勤務期間）

第8条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。

(1) 第1条の2第3号、第4号又は第8号に掲げる職員として在職した期間

(2)～(8) 略

(住居手当に関する規則の一部改正)

第4条 住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の5の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫及び同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。)、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項各号に掲げる法人、<u>公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(<u>条例第10条第5項に規定す</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第9条の5の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)<u>第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人</u>、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人<u>及び日本郵政公社</u>を除く。)、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(<u>国家公務員(国家公務員退</u></p>

<p>る国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫、<u>国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。)</u>、<u>地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。)</u>又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>
--	--

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等) 第5条 略 2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)~(6) 略 (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>給与条例第10条第5項に規定する国家公務員等から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い</u>」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。)</p>	<p>(権衡職員の範囲等) 第5条 略 2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)~(6) 略 (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「<u>国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)</u>、<u>国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる</u></p>

<p>(8) 略</p>	<p>法人及び日本郵政公社を除く。)、地方独立行政 <u>法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定す 一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関す る条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5 項第2号に規定する地方公社その他人事委員会が これらに準ずる法人であると認めるものに使用さ れる者であった者から引き続き給与条例の適用を 受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は 公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場 合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当する こととなる職員(人事交流等により給与条例の適 用を受ける職員となった者に限る。)</u></p> <p>(8) 略</p>
--------------	--

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤務した期間に相当する期間) 第5条の2 条例第5条の3第1項の人事委員会規則 で定める期間は、次に掲げる期間とする。 (1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に 承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間 ア 略 イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1 <u>条の3第1号、第3号、第4号又は第8号に掲 げる職員として在職した期間(職員の休職の事 由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号) 第2条第1号の規定に該当して休職した期間を 除く。)</u> (2) 略</p>	<p>(勤務した期間に相当する期間) 第5条の2 条例第5条の3第1項の人事委員会規則 で定める期間は、次に掲げる期間とする。 (1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に 承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の 期間 ア 略 イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1 <u>条の2第1号、第3号、第4号又は第8号に掲 げる職員として在職した期間(職員の休職の事 由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号) 第2条第1号の規定に該当して休職した期間を 除く。)</u> (2) 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以

下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 略</p> <p>2 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)</u>第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者(以下「退職派遣者」という。)</p> <p>(4) <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)</u>に使用される者</p> <p>(5) <u>国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人(公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)</u>に使用される者</p> <p>(6) <u>地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員又は職員</u></p> <p>(2) <u>国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員</u></p> <p>(3) <u>国家公務員退職手当法第7条の3に規定する独立行政法人等に使用される者(前号に掲げる者及び日本郵政公社に使用される者を除く。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(7) 略</p>

(8) 略

3 略

4 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次

(8) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）

(9) 略

3 略

4 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）

(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日

<p>有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあつては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。））にあつては、基本日数）</p> <p>(3) 新たに職員となった年に<u>公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員となった年に職務に復帰した者</u> 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p>数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあつては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。））にあつては、基本日数）</p> <p>(3) 新たに職員となった年に<u>公益法人等派遣職員となり、当該職員となった年に職務に復帰した者</u> 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>
--	---

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第8条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員又は職員</u></p> <p><u>(2) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員</u></p> <p><u>(3) 国家公務員退職手当法第7条の3に規定する独立行政法人等に使用される者（前号に掲げる者及び日本郵政公社に使用される者を除く。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

(3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）

(4) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）に使用される者

(5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び同令第9条の4各号に掲げる法人（公庫、同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。）に使用される者

(6) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者

(7) 略

(8) 略

3 略

4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これ

(6) 地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人に使用される者

(7) 略

(8) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）

(9) 略

3 略

4 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年において国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は第2項各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日の属する月において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が採用された月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数

<p>を切り上げた日数（職員としての勤務が継続しているものとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）</p> <p>(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、<u>人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの</u> 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）</p> <p>(3) 新たに職員となった年に<u>公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員となった年に職務に復帰した者</u> 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p>（職員としての勤務が継続しているとみなされるものとして人事委員会が定める者（以下「継続勤務者」という。）にあっては、これを含んだ日数）を減じて得た日数（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ）にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）</p> <p>(2) 当該年の前年において国家公務員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が、20日を超える場合にあっては20日、20日を超えない場合で1日未満の端数があるときにあってはこれを切り捨てた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数（継続勤務者にあっては、これを含んだ日数））を減じて得た日数（再任用職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合（継続勤務者に係る当該日数が基本日数に満たない場合を除く。）にあっては、基本日数）</p> <p>(3) 新たに職員となった年に<u>公益法人等派遣職員となり、当該職員となった年に職務に復帰した者</u> 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第9号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>別表第1（第6条、第49条関係） 鳥取県営電気事業勘定科目 資産の部 <u>1 固定資産 略</u></p> <p><u>2 投資及び基金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資及び基金</td> <td>投資有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>長期投資の目的をもって所有する有価証券（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 流動資産 略</u></p> <p><u>4 繰延勘定</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰延勘定</td> <td>企業債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公募による企業</td> </tr> </tbody> </table>	科目	款	項	目	節	備考	投資及び基金	投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。		略	略			略	科目	款	項	目	節	備考	繰延勘定	企業債				公募による企業	<p>別表第1（第6条、第49条関係） 鳥取県営電気事業勘定科目 資産の部 <u>1 固定資産 略</u></p> <p><u>2 投資及び基金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資及び基金</td> <td>投資有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>長期投資の目的をもって所有する有価証券（<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号）第2条の<u>規定による有価証券</u>並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 流動資産 略</u></p> <p><u>4 繰延勘定</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰延勘定</td> <td>企業債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公募による企業</td> </tr> </tbody> </table>	科目	款	項	目	節	備考	投資及び基金	投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条の <u>規定による有価証券</u> 並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。		略	略			略	科目	款	項	目	節	備考	繰延勘定	企業債				公募による企業
科目	款	項	目	節	備考																																																								
投資及び基金	投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。																																																								
	略	略			略																																																								
科目	款	項	目	節	備考																																																								
繰延勘定	企業債				公募による企業																																																								
科目	款	項	目	節	備考																																																								
投資及び基金	投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条の <u>規定による有価証券</u> 並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。																																																								
	略	略			略																																																								
科目	款	項	目	節	備考																																																								
繰延勘定	企業債				公募による企業																																																								

	発行差 金		債発行に際して 企業債権者に償 還すべき金額が 同募集により得 た実額を <u>超える</u> 額、及び同発行 のために支出し た直接の費用 (金融機関、 <u>金 融商品取扱業者</u> の取扱手数料及 び申込書、目論 見書債券の印刷 料並びに広告費 等)をいう。		発行差 金		債発行に際して 企業債権者に償 還すべき金額が 同募集により得 た実額を <u>こえる</u> 額、及び同発行 のために支出し た直接の費用 (金融機関、 <u>証 券会社</u> の取扱手 数料及び申込 書、目論見書債 券の印刷料並び に広告費等)を いう。
	略	略	略		略	略	略
負債の部～費用の部 略				負債の部～費用の部 略			
鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立 事業勘定科目 略				鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立 事業勘定科目 略			

附 則

この規程は、平成19年9月30日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第7号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県議会の議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>(所得等報告書)</p> <p>第3条 条例第3条第1号イの鳥取県議会議長が定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年<u>12月</u>鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県議会の議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>(所得等報告書)</p> <p>第3条 条例第3条第1号<u>ロ</u>の鳥取県議会議長が定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報</p>

告書」という。)の提出の期限が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

告書」という。)の提出の期限が鳥取県の休日を定める条例(平成元年3月鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

年 月 日

資産等報告書

資産等報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員

鳥取県議会議員

1~3 略

1~3 略

4 預金・貯金

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円

略	
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

5 有価証券

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託・その他(株券を除く。)

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他(株券を除く。)

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

(2) 略

6 略

7 略

7 略

8 略

8 略

9 略

9 略

10 略

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

年 月 日

資産等補充報告書

資産等補充報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員 _____

1～3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託
・その他（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入すること。

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員 _____

1～3 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円
郵便貯金の総額（通常郵便貯金を除く。）	円

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他
（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

7 略

8 略

9 略

10 略

附 則

この告示は、平成19年9月30日から施行する。ただし、様式第1号の改正（4の郵便貯金に関する部分に限る。）及び様式第2号の改正（4の郵便貯金に関する部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。